

介護保険制度の一部が 変わります

10月から、法律の改正により、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用される場合には、「居住費（滞在費）」と「食費」が、通所介護（デイサービス）や通所リハビリテーション（デイケア）を利用される場合には「食費」が、保険給付の対象外となり利用者の全額負担となります。

ただし、介護保険施設（ショートステイを含む）を利用している所得の低い人については、負担軽減を図るため「居住費（滞在費）」および「食費」の負担上限額が設けられ、負担の軽減が行われます。

また、10月以降の介護利用分について、年金収入などが80万円以下で生活保護を受給していない人などは、高額介護サービス費の支給区分が見直され、負担が軽減されることとなります。

◇施設の利用者負担は



個室あるいは多床室（相部屋）といった居室の違いや、食材や調理にかかる経費など、利用している施設によって利用者負担額が異なります。

◇所得の低い人の負担軽減措置は

所得の低い人については、その負担が重くなりすぎないように表1に示す利用者負担段階に応じた軽減が行われます。「居住費（滞在費）」と「食費」は、段階に応じて（表2）上限額までの負担となります（上限額を超えた額は、特定入所者介護サービス費として介護保険により施設に支払われます）。

負担の軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは、左ページの問い合わせ先まで。

所得の低い人の利用者負担段階（表1）

区 分	利用者負担段階
市民税非課税世帯の人で、老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受けている人など	第1段階
市民税非課税世帯の人で、合計所得金額と課税年金収入との合計額が80万円以下の人など	第2段階
市民税非課税世帯の人で、上記以外の人など	第3段階

※「市民税非課税世帯の人」とは、本人およびその世帯に属する人の全てが、市民税非課税である人をいいます。

各段階の利用者負担上限額（表2）

（日額）

利用者負担段階	居住費（滞在費）の上限額			食費の上限額		
	ユニット型 個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
第1段階	820円	490(320)円	0円	300円		
第2段階	820円	490(420)円	320円	390円		
第3段階	1,640円	1,310(820)円	320円	650円		

※（ ）は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合の金額です。